



郡山市告示第 179 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

平成25年6月28日

郡山市長 品川 万里

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

郡山市富田町

字若宮前2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、11番、12番、  
13番、17番、18番、20番、21番、22番、24番、25番、  
27番、30番、31番、32番、33番、36番、37番、39番、  
48番、82番

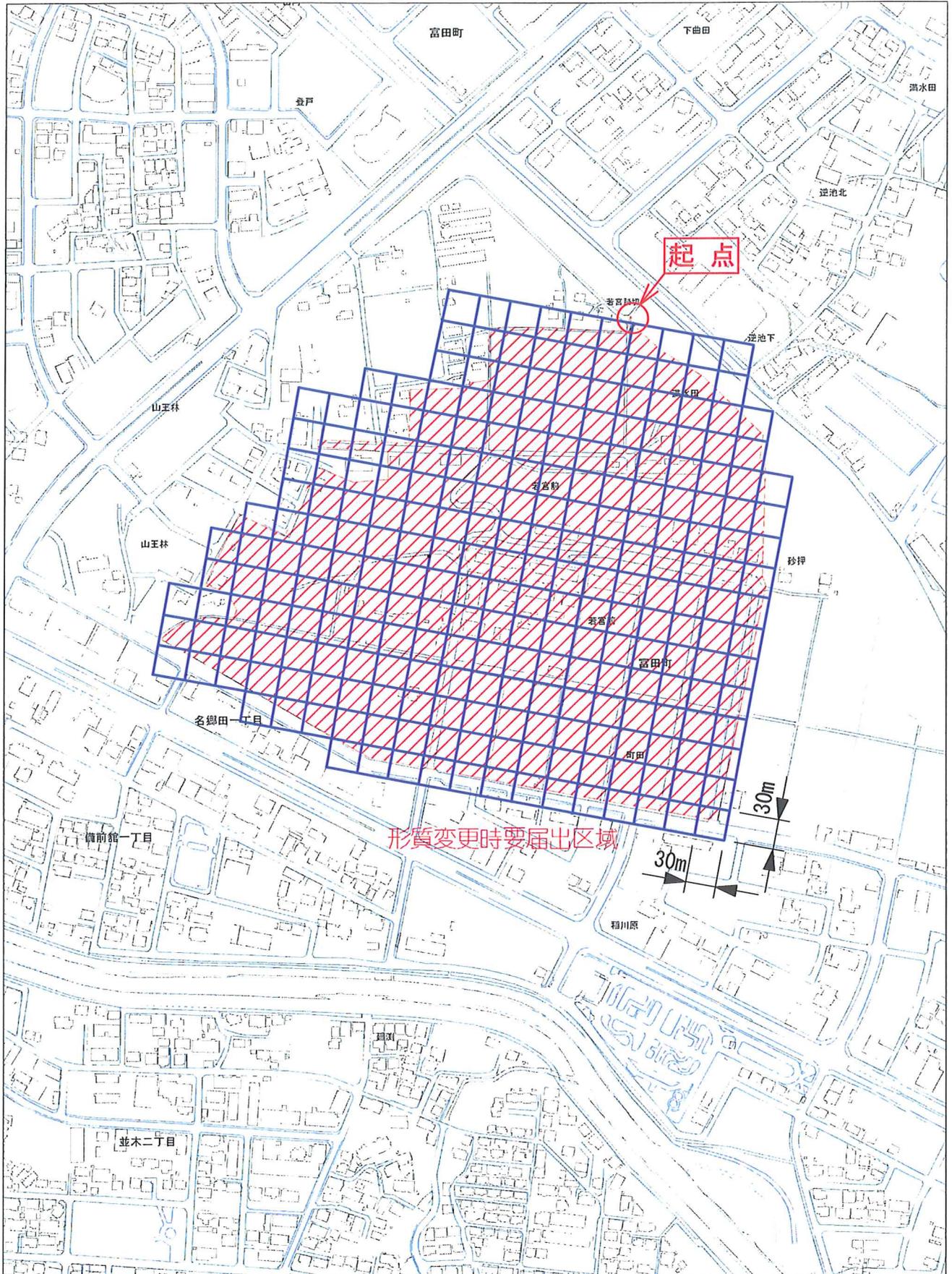
字町田3番、6番、7番、8番、11番、12番、15番、19番、21番、  
24番、28番、32番、33番、35番、39番、40番、46番1、  
46番2、47番2、51番3

字満水田 27番8、40番、42番、45番、59番、64番  
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 砒素及びその化合物
- (2) ふっ素及びその化合物
- (3) ほう素及びその化合物





100m

1/5000

Zmap-Town II 郡山市2005 複製許諾番号 Z06C-第478号

**【 起 点 】**

起点は、郡山市富田町字満水田 地内の、  
JR磐越西線・踏切付近を最北端とした。

**【 格子の回転角度 】**

起点を支点とし、南北方向に対し時計回りに約9度回転させ、南側の市道43444号との境界と平行になるよう、調査対象地を区画した。